

大府市上下水道事業規程第1号

大府市上下水道事業就業規程（昭和52年大府市水道事業規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月1日

大府市長 岡村 秀人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人</u>、<u>被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(19) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)～(19) 略</p>

附 則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。